

学術講演会における研究発表の特許手続き上の証明について

—新規性喪失した発明についての救済措置—

わが国の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることはできません。しかし、学会発表や刊行物への論文発表等によって自らの発明を公開した後、その発明について特許出願をしても一定の条件の下で発明を公開した後に特許出願した場合には、先の公開によってはその発明の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定、すなわち発明の新規性喪失の例外規定（特許法第30条）が設けられています。

その条件は、刊行物への論文掲載や学術講演会等により発表した公開行為のうち最初の公開の後1年以内に原則公開した者全員で特許出願し、かつ、その出願については

(1) 出願と同時に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出し、

(2) 出願から30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出する。

ことが必要です。

なお、公開者と特許出願人が異なる場合や複数の公開をした場合、その他詳細については特許庁のホームページ（「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について」；https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html）を参考にしてください。

今回の学術講演会の発表に係る内容を新規性喪失の例外措置対象にしたい場合は以下の要領で対応いたします。

①講演要旨集に記載されている事項について新規性喪失の例外措置が必要な場合は、次のものを学会事務局宛に郵送し、証明の請求をしてください。学会では、その証明書に会長印を押印し、1通を返送致します。

●お送りいただくもの

1) ホームページに記載の「証明書の例①」に記載された内容を含む証明書2通（申請者返送分1通、学会保管用1通）

2) 返信用封筒（宛名記入、切手貼付）

②要旨集に記載のない事項をスライド等で発表され、その内容を新規性喪失の例外措置対象にしたい場合は、実行委員長の確認が必要です。つぎの手続きにより証明の請求をしてください。学会では、証明書と原稿に会長印を押印し、返送致します。

1) 発表者がホームページに記載の「確認書の例」を参考にして確認書を作成し、確認書と全ての発表スライド等の原稿の写しを添えて、学術講演会開催中（2021年10月26日から11月9日まで、消印有効）に提出して確認を依頼してください。実行委員長が確認後証明書と原

稿に会長印を押印し、返送致します。

2)次のものを学会事務局宛に郵送してください。

●お送りいただくもの

1)発表スライド等原稿2部（申請者返送分1部、学会保管用1部）

2)証明書（証明書の例②を参照して発表者が作成）2通（申請者返送分1通、学会保管用1通）

3)返信用封筒（宛名記入、切手貼付）

以上